おやさと研究所 天理ジェンダー・女性学研究室 金子 珠理 Juri Kaneko

「優生保護法」改定阻止運動 ①

サレンバの衝撃から 20年

男女平等や社会福祉の先進国として知られるスウェーデン。そのイメージとは裏腹に、ロシアへの危機感もあり、2018年1月には、2010年に廃止していた徴兵制が、8年ぶりに復活した。18歳の若者4,000人に、4カ月から11カ月の兵役を義務づけ、初めて女性も対象に含まれることとなった(徴兵の男女平等ではある)。また、スウェーデンにおいても、障害者への強制不妊手術が戦後の1976年まで行われていたことが、1997年に、マチエイ・サレンバ記者によって、スウェーデンの日刊紙に取り上げられ、日本の新聞でも「福祉国家の人権侵害」として大きく報じられた。

しかし日本も例外ではなく、強制不妊手術を定めた「優生保護法」は、優生条項が削除されて「母体保護法」へと改正される 1996 年まで、施行されていたのである。実にサレンバの衝撃的な報道の 1 年前までである。この旧「優生保護法」(1948~1996年)下での強制不妊手術は、約1万6,500 件実施されていたことが明らかになっている。実際に優生手術が行われたのは、遺伝性疾患のほか、知的障害、精神障害のある人が多いとされる。手術された人の約7割は女性であり、また9歳や10歳で手術された少女や少年も含まれていたという。そして「母体保護法」への改正後 20 年以上経過した 2018年、ようやく手術を受けさせられた当事者たちの声が表面化してきたのである。これら一連の動きのきっかけは、2018年1月に宮城県の佐藤由美さん(仮名、60代)が、15歳のときに知的障害を理由に優生手術を受けさせられたことに対し、国に謝罪と補償を求めて提訴したことであった。

奇しくも同じ頃、筆者は原因不明の国の指定難病に罹り入院していたが、難病申請の書類作成の際に、同意の上とはいえ、自身の「出生地」(○○県○○市まで)と「旧姓」(多くは女性)を書くときには、些かの「優生的なもの」を覚えざるをえなかった。転勤族ならば出生地に合理的根拠はないのだが、それが地域性および遺伝性の有無を視野に入れた研究調査を兼ねていることは明らかであった。にわかに、自分の身および親族にも「優生」の手が忍び寄るのを感じ、他人事では済ませられなくなったのである。

1970年代の改定阻止運動

さて、旧「優生保護法」施行時代において、「からだ」の自己決定権を求める女性たちの運動と、一方の障害者差別反対運動との関係はいかなるものであったのか、そしてその周辺において「宗教」はどのように関わったのか。このことは、国家が「家族」や「女性の身体」に介入・干渉し、さらに出生前診断により「いのち」の選別が技術的に当時よりも容易となった、今日の状況を考える上で、参考になると思われる。

まずは、ウーマンリブ(以下リブ)を中心とした「からだ」をめぐる女たちの運動と障害者の生存権を主張する障害者差別反対運動との関係を、主として获野美穂著『女のからだ』に依拠しながら、1970年代と1980年代の2度にわたる、優生保護法改正(改悪)阻止運動を中心に振り返っておこう。

1948年に制定された優生保護法は、敗戦後の人口増加が問題化される中、明治以来の刑法堕胎罪を温存しながらも、条件付きで中絶を可能にする法律であった。条件は次々と緩和され、

翌1949年には「経済的理由」(経済条項)が加わり、1952年には事前審査が廃止され、指定医の判断のみで中絶が可能となった。その結果、中絶件数は増加し、出生率も急速に低下していった。しかし出生率の低下に伴う、将来の労働力不足を懸念する政財界は、1960年代末から、中絶を規制する方向へとベクトルを逆転させていくのである。

1968年の『厚生白書』において、当時の厚生省は経済条項の削除の検討を明らかにする。そしてついに 1972年5月には、次の3つの改正点を含む、優生保護法改定案が国会に上程される。①「経済条項」の削除、②「胎児条項」の新設、③優生保護相談所の業務として、適切な年齢で初回出産がなされるように助言・指導を行なう、である。①の経済条項の削除は、事実上の中絶禁止を意味したため、リブの女性たちは改悪反対運動を立ち上げ、デモなどを展開した。②の胎児条項とは、「胎児に重度の精神・身体障害の可能性がある場合の中絶を認める」というものであり、障害者団体からの強い反発を招いていった。③は、現在の「卵子の老化」言説や結婚・早期出産を奨励する少子化対策を彷彿とさせる。

改定案は国会閉会により廃案となったが、翌 1973 年に無修 正のままで再び上程される。

優生保護法は、中絶の合法化の他に、優生政策の意味合いを 有していた。そもそも同法第1条に「優生上の見地から不良な 子孫の出生を防止するとともに、母性の生命健康を保護するこ とを目的とする」とある。これを根拠として、心身障害者やハ ンセン病患者などに不妊手術や中絶手術が強要されていたので ある。これに加えて、「胎児条項」を新設することに反対運動 を展開したのが、脳性マヒ者の団体「青い芝の会」であった。「障 害者を胎児の段階から抹殺しようとすること、ひいては『本来 生まれてくるべきでなかった命』として、現に生きている障害 者の存在そのものを否定することにほかならない」と、激しい 批判の声があげられたのである。そしてその批判の矛先は、リ ブの女性たちにも向けられた。リブの「中絶の権利」や「産む 産まないは女(わたし)が決める」というスローガンが、障害 児の中絶をも含むのかどうかが糺されたのであった。障害や優 生思想の問題を突き付けられたリブだったが、荻野が例証する ように、リブはこの問題に決して無関心だったわけではなく、 「女の性と身体の管理を通じて人口の量と質を国家が管理しよ うとする仕組みが存在することを、当初から鋭く見抜いてい た」という。優生保護法改定案は、障害者運動からの抗議を受 け、1974年5月、胎児条項を削除した形で衆議院にて可決さ れ、参議院へ送られたが、6月の国会終了とともに審議未了で 廃案となった。危ういところで「改悪」は阻止された。次回は、 1980年代の阻止運動、そして宗教の関与について考察したい。 【参考文献】

荻野美穂『女のからだ』岩波新書、2014年。

二文字理明・椎木章編著『福祉国家の優生思想』明石書店、 2000年。

柘植あづみ「強制不妊手術の問題が今なぜ注目されるのか」『東 洋経済 Online』2018 年 4 月 26 日。https://toyokeizai. net/articles/-/218189(2019 年 4 月 3 日閲覧)